

Tsunagas 補助金（佐世保市若者活躍プロジェクト活動支援事業補助金）交付要綱

（目的）

第 1 条 本要綱は、佐世保市若者活躍プロジェクト活動費補助金交付要綱に基づき、佐世保市との連携及び依頼により、一般社団法人 Tsunagas(以下「Tsunagas」という。)が運用する「Tsunagas 補助金」(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 本補助金は、佐世保市内の学生等(中学生・高校生・大学生等をいう。以下同じ。)が行う、自己実現や探求活動に係る実践を支援し、若者の意欲的な挑戦を後押しすることを目的とする。

（対象者）

第 2 条 Tsunagas から補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、以下のすべてを満たす者とする。

(1) 佐世保市内に在住し、若しくは佐世保市内へ通学する学生等の個人(以下「個人」という。)又は複数の学生等で構成されるグループ(以下「グループ」という。)のいずれかであること。

(2) 年齢は、原則、13 歳以上 22 歳以下であること。ただし 23 歳から 30 歳未満の者であって、学生証を保有しており、かつ、未就業者であるものを含む。

(3) 個人又はグループの代表者が 18 歳未満の場合は、保護者の同意を得られること。

（事前エントリー）

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者は、次条に規定する交付申請を行う前に、Tsunagas が指定するエントリー票(様式第 1 号)に必要事項を記入の上、Tsunagas に提出し、事前エントリーを行わなければならない。

2 Tsunagas は、前項のエントリーを受け付けたときは、佐世保市若者活躍・未来づくり課と協議のうえ、適当と認める者を補助対象者として選定する。

（交付申請）

第 4 条 前条の選定プロセスを経てエントリーが認められた者は、Tsunagas 補助金交付申請書(様式第 2 号)を Tsunagas に提出しなければならない。

2 補助対象者に 18 歳未満の者が含まれる場合は、前項の申請書と合わせて、保護者の同意を得たことが確認できる書類(様式第 3 号)を提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 Tsunagas は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助対象者に通知するものとする。

(助成対象経費等)

第6条 補助金の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)及び補助率等は別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる活動に係る経費は、補助金の交付対象外とする。

- (1) 宗教活動、政治活動又は選挙運動を目的とするもの
- (2) 公序良俗に反する又は社会通念上適当でないと認められるもの

(請求および交付)

第7条 補助対象者は、第5条の規定による交付決定の通知を受けたときは、Tsunagas に補助金の交付を請求するものとする。

2 Tsunagas は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

3 補助金は、必要と認められる場合、概算払(前金払)により交付することができる。

(活動状況の報告及び発信)

第8条 補助対象者は、補助金の交付決定を受けた後、次に掲げる条件に基づき、活動状況の報告及び発信を行うこと。

- (1) 市が管理運営するオンラインプラットフォームである「SASEBO⇄X(サセボクロス)」へ登録を行い、取組み開始時及び活動実績の投稿を行うこと。
- (2) Tsunagas が指定するコミュニケーションツールへの登録等を行い、定期的な活動の進捗状況の報告を行うこと。
- (3) 佐世保市が開催する「若者活躍アワード」へ原則としてエントリーすること。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業(プロジェクト)が完了したときは、速やかに Tsunagas が指定する形式、手法及び内容(成果報告スライド、経費の内訳、活動動画等)に従い、その実績を Tsunagas に報告しなければならない。

(交付の停止と返還)

第 10 条 Tsunagas は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付を停止し、又は、補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正又は虚偽の申請により補助金の交付を受けようとしたとき、又は受けたとき
- (2) プロジェクトの運営・実施が適正でないと認められたとき
- (3) 本要綱に違反する事実があったとき

(その他)

第 11 条 本要綱に定めるもののほか、補助金の運用に関し必要な事項は、Tsunagas が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 7 月 10 日から施行する。

(この要綱の失効)

この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付が決定された助成金については、同日後もその効力を有する。

別表 1（第 5 条関係）

補助対象事業の区分	対象経費	補助率・交付上限額
個人	・ 交通費 ・ 会場借上料 ・ 保険料 ・ 負担金 ・ 謝礼	（補助率） 1 0 ／ 1 0 （交付上限額） 3 万円
グループ	・ 消耗品等 ・ その他市長が認めるもの	（補助率） 1 0 ／ 1 0 （交付上限額） 1 0 万円